【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成１７年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成２３年３月

【国保】

D-614 抗アセチルコリンレセプター抗体(抗 AChR 抗体)(重症筋無力症)の連月の算定について

《令和 8 年 5 月 28 日新規》

○ 取扱い

診断後の経過観察時の重症筋無力症に対する D014「44」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗 AChR 抗体）の連月の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

厚生労働省通知※において「抗アセチルコリンレセプター抗体(抗 AChR 抗体）は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。」と示されている。

以上のことから、診断後の経過観察時の重症筋無力症に対する D014「44」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗 AChR 抗体）の連月の算定は、原則として認められると判断した。

なお、無治療の患者に対する連月の算定は、レセプト内容から個別に判断することとする。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について